

令和 5 年 6 月 4 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13560

研究課題名（和文）「共有」物をめぐる規律とその多元性

研究課題名（英文）Pluralism of the rules for co-ownership

研究代表者

佐藤 康紀（Sato, Yasunori）

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：50756632

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：日本民法は、「共有」の諸規律（使用、管理、分割）をひとまとまりにして統一的に定めるが、フランス民法は、そもそも「共有」の統一的規定をもたず、「共有」の生じる局面ごとに、必要な規律が学説・判例によって形成されてきた。相続財産については分割の規律のみが存在した。他方で契約によって形成される組合財産については、分割が制限され、管理の規律が形成された。そして障壁等については、分割が禁止され、使用の規律が形成された。しかし、フランスにおいても、これらの規律は、法律上又は学説上、統合されていく傾向を示す。

研究成果の学術的意義や社会的意義

共有は、市民生活の様々な局面で生じる法律関係であるため、共有物をめぐる共有者間の利害を明確にかつ適切に調整する規律の構築は、重要な課題であるといえる。特に近時は、第一に、累次の共同相続により多くの共有者が存在しかつ（所在）不明であるような不動産の管理の問題に対処するため、民法が改正され、第二に、共有私道の保存・管理を適切に行うため、ガイドラインが作成されるに至っており、従来の規律の不十分さが各所で意識されている。本研究は、このような課題に対峙する上でも、比較法的な参照軸をもたらしうる。

研究成果の概要（英文）：The Japanese Civil Code provides for various rules of "co-ownership" (use, administration, and partition) coherently and uniformly, while the French Civil Code does not provide for unified rules of "co-ownership", and individual rules have been formed by academic theory and judicial precedents as necessary for each situation of "co-ownership". Only the rule of partition has existed for inherited property. On the other hand, for partnership property formed by contract, partition was restricted, and rules of administration were formed. As for neighborhood, partition was prohibited, and rules of use were established. In France, however, these rules tend to be integrated.

研究分野：民法

キーワード：共有 使用 管理 分割 共同相続 組合 互有

1. 研究開始当初の背景

日本民法は、第2編「物権」第3章「所有権」の下に、第3節「共有」というひとまとまりの規定群を置く。この規定群は、「各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる」旨の規定(256条)について例外が一部想定されている(257条。境界標等の共有)のを除き、あらゆる「共有」に適用されると理解されている。かくして、共有物の使用(249条)及び管理(252条、251条)に関しても、あらゆる「共有」に適用されることになる。

共有物の使用については、各共有者に、一方で、「共有物の全部」の使用が、他方で、「持分に応じた」使用が、認められている(249条)。しかし、この規定によっても、あるべき具体的な使用方法は明らかでない。そこで、伝統的には、具体的な使用方法は、共有者間の協議によって決することと解されてきた。この協議について、学説は、「共有物の管理に関する事項」として、持分の価格に従った過半数で決する(252条)とする。そして協議が調わないときは、共有物を分割して(256条)共有を解消するしかない。このように、共有物の使用の規律は事実上機能しておらず、共有物の使用をめぐる問題は分割又は管理の規律に先送りにされる。

このような構造の下、共有物を一部の共有者が独占使用(占有)する場合の処遇が議論される。すなわち、判例は、共有物を独占的に使用する共有者に対し、他の共有者は、たとえ多数持分を有していても、それだけでは共有物の明渡しを求めることができず、明渡しを求めるためには、「明渡しを求める理由」が必要である、とする。これに対し、学説は、この「明渡しを求める理由」に持分に従った多数決が含まれるかを論じたり、又は多数持分権者であれば足りるとして端的に判例を批判したりする。

もっとも、判例の事案は、専ら共同相続不動産を対象とするものであり、このことに着目して判例の射程を限定する有力な見解もある。とはいえ、そうした見解を含め、学説の議論は、共同相続不動産以外の事案を真剣には念頭に置いていない。しかるに、「共有」は、共同相続不動産を対象とするものだけではなく、民法に列挙されるだけでも、組合財産、入会財産、付合動産、障壁等があるほか、法律行為による共同取得財産も想定できるなど、多種多様である。これらの共有を(ドイツ法学を参照しつつ)共有・合有・総有といった理念型に分類することはなされてきたが、それが使用・管理の問題に対して示唆することはほとんどなかったといつてよい。

2. 研究の目的

本研究は、あらゆる局面を包含する「共有」についての統一的な規定の下で、「共有」が実際には多種多様であることを踏まえて、それぞれの局面で肌理細かい問題解決を可能にするための前提として、それぞれの規律(特に使用及び管理に関する規律)が元来どのような局面を念頭に置き、どのような問題をどのように解決することを目的としていたのか、の解明を目的とした。

3. 研究の方法

まずは、あらゆる「共有」に適用される使用・管理・分割の規定を定める日本民法の枠組みを相対化する必要があった。そこで、フランス民法を比較対象とした。というのも、フランス民法は、日本民法のように「所有権」の章の下で「共有」の一般的規定を持つということがないからである。もっとも、だからといって、フランス民法(学)が「共有」の観念をおよそ持たないというわけではなく、元来は共同相続財産を指示する不分割(indivision)概念が、「共有」的な法現象を記述する際の受け皿となっており、その背後には学説による理論形成があった。そしてその中には、使用・管理・分割に関する規律が含まれる。

かくして、民法に「共有」の一般的規定が存在しないにもかかわらず、いつから・いかにして、「共有」概念を、そして共有物の使用・管理の規律を、構想することができたのか、を追跡することを通じて、「共有」に流れ込む諸規律が元来どのような局面を念頭に置いていたのか、またそれらを統合する「共有」概念はどこから来てどのようなものであったのか、ということの解明することをもって、本研究の方法とした。

4. 研究成果

(1) 共同所有法理の形成過程

フランス民法学において、共有の問題を所有権の体系の下で取り上げ、その中で共有物の使用及び管理の規律について系統的に論じるという営み(「共同所有法理」と呼ぶ)は、4つの段階を踏んで形成されたと整理できる。

第1に、古法期において、共有というトポスの存在は決して自明ではなかったが、ポティエの組合契約論が、一つの画期となった。すなわち、そこには組合財産の使用・管理・分割についての規律が含まれていたところ、彼は組合員の権利義務の基体として「共同関係(communauté)」を概念し、これを一方で契約のない共同相続や共同受遺の法律関係を、他方で障壁等の共有関係を説明するために援用したのである。なお、この共同関係概念と彼の所有権論における共同所有との理論的關係は、必ずしも明らかではないが、少なくとも当然に同一視できるものではないと思われる。

第2に、1804年民法典は、しかし、共同関係概念を取り入れなかった。組合契約の規定は、ポティエの議論に大幅に依拠したものの、共同相続(不分割)については、分割の規定(815条)があるのみで、障壁等については、不分割との関係を整理しないまま、慣習法に依拠して詳細な規定が設けられた。

第3に、ツァハリエの『フランス法講義』の翻訳であるオブリー＝ローの体系書は、民法典の下で展開された解釈論を理論化し、所有権の章の下に共同所有(copropriété)を位置づけた。そこに含まれる諸規律は、不分割における分割の規定を中心としつつ、所有権の権能から演繹的に導かれた抽象的な規律を加えたものにとどまり、使用・管理の規律は含まれていなかった。

第4に、オブリー＝ローは、上記体系書の第3版において、共同所有の理論的位置づけを一層明確にした(組合契約と遺産共有とを除いた特定物の共有を指し、いつでも分割できる共同所有と分割できない共同所有との2種類に区別する)上で、組合契約論や障壁等の議論から借用した使用・管理の規律を付け加えた。ここに伝統的な共同所有法理が完成したといえることができる。

(2) 各規律の内容

分割に関する規律

分割に関する規律は、元来、相続財産の分割を念頭に置く。各相続人の分割請求が妨げられるべきでない理由として、共同占有による紛争を回避し、平和をもたらすべきことが挙げられる。この原則が、共同関係においても共同所有においても、一般的に承認される。

ただし、障壁等の互有(mitoyenneté)は、分割することができない。なぜなら、障壁等は、分割してしまうとその用法が害されるという典型的特質を有するからである。この例外は、隣接する土地の間に存する共用地に拡張される。このような領域は、19世紀初めには役権(servitude)として、19世紀後半には(所有権理論の下で)強制不分割(indivision forcée)として定式化される。

使用に関する規律

使用に関する規律は、組合契約の規定としてもみられるが、判例を契機とした具体的な議論は、むしろ障壁等の互有やその拡張領域(不分割役権[*servitude d'indivision*])を念頭に置いて行われる。いずれにしても、自由な分割が認められないことが前提である。各共有者には共有物の使用が認められているが、第1に、対象物の用法に従わなければならない、第2に他の共有者の権利(又は占有)を侵害してはならない、という制約が存する。ここでは、物理的変更が加わるか否かは本質的な基準でないこと、また救済手続が主に占有訴訟であったことに注意を要する。

他方、自由な分割を前提とする(所有権の体系の下での)共同所有においては、共有物自体に対する所有権の行使はおおよそ認められない。このことの具体的含意は必ずしもはっきりしないが、ここでは物理的変更が禁じられていると解する余地がある。

管理に関する規律

管理に関する規律は、元来、組合契約を念頭に置く。組合財産中の物は単独で処分することができないが、管理権の範囲内であれば、例外的に処分しうるのである。その管理権は、第一に、組合契約により選任された業務執行者に、第二に、「通常の事務」の範囲内ならば各組合員に、付与される。これは組合員間の信頼関係によって基礎づけられる。

このことの裏として、組合契約のない共有においては、各共有者の管理行為は認められないとされた。もっとも、この共有は分割されることを予定しているため、処分に至らない行為の効果は分割の結果に依存する。そのため、管理行為が後の分割と抵触しない場合には、当該管理行為は無効にならない。他方、この考え方は、分割できない共有には及び得ないであろう。

(3) 19世紀末以降の展開

このように、各規律は、それぞれ個別の領域を念頭に置いて形成されたものであり、共同所有法理が完成したといっても、それは抽象的な次元にすぎなかった。しかし、その後の判例・学説により、各規律とそれが想定した局面との連関は実際に相対化され、諸規律が相続不分割に収斂していく。すなわち、使用の規律を相続不分割に適用して、一部共有者による用法変更に対する原状回復請求を(分割の結果を待たずに)認める判例が登場した。なお、これに先立って、相続不分割の分割請求を(組合の理論を参照して)制限する判例の登場があった。

また、その直後に、前述の一部共有者による用法変更について他の共有者の黙示の同意を認定し、原状回復請求を退ける判例が現れた。これは、一部共有者による管理行為の有効性を(事務管理や不当利得の理論を援用して)凝制したその後の判例とともに、(共有財産管理についての)全員一致原則の緩和傾向の一環として把握されるようになる(ただし、管理行為の有効性の問題と、物的状況の変更や回復の問題とは、異質であって区別すべきではないかとも思われる)。

こうして、分割・使用・管理の規律が、それぞれの適用範囲の相互浸透と内容の変質とを伴いながら、相続不分割を受け皿として統合されていく。その到達点が、1976年12月31日法律による民法改正である。もっとも、合意に基づく不分割は、組合契約の章に置かれ、強制不分割は、なお直截には規定されない。かくして、依然、フランス民法は共有の一般的規定を持たない。

さらに、2006年6月23日法律による民法改正は、管理行為を持分3分の2の多数決で行えるようにした。これは、200年にわたり維持されてきた全員一致原則の転換という意味で、大きな意義があるといえるが、同時に、当該行為が「通常の運用」の範囲内であることが要件とされ、いわば動いているものを動かし続けるためであれば全員一致が存する必要はない、という点に主眼が置かれていることには注意が必要である。

(4) まとめと展望

かくして、フランス民法においては、一方で、各規律が元来は別個の領域において形成されるが、他方で、それらが統一化されつつある、という大きな傾向が(多くの留保を要するとしても)存すると思われる。このことは一見すれば、(管理行為が原則として多数決によることになったことも相まって)フランス民法が日本民法にようやく「追いついた」ことを意味するかのように見える。しかし、一見よく似た枠組みであっても、共有の中に閉じた枠組みを出発点とするのか、それとも異なる出発点から共有制度の外へ大きく迂回した結果であるのかでは、枠組みを背後から支える脈絡の豊富さにおいて大きな違いが生じるとと思われる。

したがって、今後の課題は、(以上の知見を日本法の立法・解釈・適用にどう活かすかである、と言いたいところであるが、むしろ)この迂回路の一層の掘下げである。具体的には、第1に、使用・管理の規律に、分割の(それが制限又は禁止されることに伴う)前倒しであるという側面があるとすれば、遺産分割プロセスにおいて、どのような問題が、どのように解決されるのか、そこでどのような考え方の変遷があったのかを、前提としてもっと丁寧に跡付ける必要がある。第2に、組合の管理の規律が、他の局面における管理の規律とどのような関係に立つのか、日仏に共通して存在すると思われる「管理」概念の多義性に留意しながら、広い視野で検討する必要がある。第3に、(特に)使用の規律において(また、分割や管理をも統制する)重要な役割を果たす「用法」概念が、そもそもどのような機能を持っているのか、日本法においては一般的に詰められた概念とはいえないだけに、基礎からの研究が求められる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 32
2. 論文標題 建築不動産区分所有法改正に関するオールドナンス（2019年10月30日第2019-1101号）（仮）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 262
2. 論文標題 共有物分割の方法 全面的価格賠償	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 146-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 264
2. 論文標題 遺産共有持分と他の共有持分とが併存する場合における分割の手續・方法	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 148-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 83
2. 論文標題 フランスにおける共有物の使用及び管理に関する規律の形成	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 私法	6. 最初と最後の頁 205-211
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 138
2. 論文標題 「共有」物の使用及び管理に関する規律とその多元性 フランス法の展開を素材として(五・完)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1704-1775
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 137
2. 論文標題 「共有」物の使用及び管理に関する規律とその多元性 フランス法の展開を素材として(四)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1257-1278
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 137
2. 論文標題 「共有」物の使用及び管理に関する規律とその多元性 フランス法の展開を素材として(三)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 1092-1164
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 137
2. 論文標題 「共有」物の使用及び管理に関する規律とその多元性 フランス法の展開を素材として(二)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 697-764
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤康紀	4. 巻 137
2. 論文標題 「共有」物の使用及び管理に関する規律とその多元性 フランス法の展開を素材として(一)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学協会雑誌	6. 最初と最後の頁 321-381
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 佐藤康紀
2. 発表標題 フランスにおける共有物の使用及び管理に関する規律の形成
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------